

天理市公告第42号

下記の工事について、一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和8年6月26日

天理市長 並 河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 修繕業務名 天理市文化センター舞台吊物設備修繕
- (2) 修繕場所 天理市文化センター
奈良県天理市守目堂町117番地
- (3) 修繕概要 入札図（特記仕様書及び図面）のとおり
- (4) 履行期限 契約日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格 非公表

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している機械器具設置工事の資格を有する者であって、次の（2）に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を、機械器具設置工事業について受けている者であること。
 - ③ 本件の開札日時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 暴力団に係る排除措置要件（別紙1）に該当するものでないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑦ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑧ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

第3 入札手続等

発注担当部課

〒632-0035

奈良県天理市守目堂町117番地 天理市文化センター

(休館日) 月曜日、火曜日、祝日

電話番号 0743-63-5779

FAX番号 0743-63-1872

Eメール bunnkasennnta@city.tenri.nara.jp

第4 仕様書等の閲覧

仕様書及び入札関連書類は、天理市ホームページにて閲覧に供する。

閲覧箇所は以下のとおりとする。

天理市TOPページ > 事業者の方へ > 入札・募集（プロポーザル） >
入札・契約 > 一般競争入札の公告等について（天理市文化センター）

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限：令和8年7月14日（火）12時まで

質問の方法：FAX又はEメール（送付先について、本公告第3のとおり）

なお、上記の提出期限・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：令和8年7月19日（日）

回答の方法：天理市ホームページにて、質問内容とともに閲覧に供する。

掲載箇所は、「本公告第4 仕様書等の閲覧」と同箇所とする。

第6 現地確認

現地確認を希望する者は、令和8年7月5日（日）までに、本公告第3の発注担当
部課に電話により申し込むものとする。なお、現地確認が可能な期間は、令和8年
7月1日（水）から7月10日（金）までとする。

第7 入札方法、開札日時、場所及び入札執行回数

（1）入 札 方 法 紙入札による一般競争入札

（2）開 札 日 時 令和8年7月30日（木） 14時開始

※時間厳守

（3）場 所 天理市役所 3階 333会議室

（4）入 札 執 行 回 数 予定価格の制限の範囲内で入札した者が存在しないときは、
引き続き再度入札を2回まで（初度入札を含め合計3回）行う
ため、入札書及び入札書を封緘する封筒を各3部準備し持参す
ること。（※再度入札の場合も、入札書に代表者印等の捺印が必
要になります。）

第8 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 契約の不締結

①落札者が契約締結までの間に、本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

②契約締結の際に、落札者が有効な機械器具設置工事業の建設業許可を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙1）に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則に従う。

(別紙 1)

暴力団に係る排除措置要件

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記 3 及び 4 に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記 1 から 5 までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記 1 から 5 までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記 6 に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。